

議案第70号

墨田区小規模企業特別融資資金に係る債権の放棄について

上記の議案を提出する。

平成24年9月11日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区小規模企業特別融資資金に係る債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄する。

記

- 1 債 権 の 内 容 墨田区小規模企業特別融資資金の金融機関に対する損失補償に係る譲受債権
- 2 債 務 者
 - (1) 主たる債務者 所在不明（最終確認住所 東京都足立区綾瀬一丁目●●番●●-●●●●号）
●● ●●
 - (2) 連 帯 保 証 人 所在不明（最終確認住所 東京都墨田区錦糸二丁目●●番●●-●●●●号）
●● ●●
- 3 放棄する債権の額 433万5,251円
- 4 放棄の理由 主たる債務者及び連帯保証人の所在不明により、回収が困難であるため

（提案理由）

債権の適正な管理を図るため、墨田区小規模企業特別融資資金に係る債権を放棄する必要がある。